

パブリックコメント実施結果について

令和4年8月15日(月)から令和4年9月13日(火)までの間「瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子(案)」についてパブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する本市の考え方をまとめましたのでお知らせします。

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 意見提出者数 4人

2 意見の件数 26件

3 意見の内訳

A 意見を踏まえて、案の修正をするもの	2件
B 意見の主旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの	7件
C 今後の事業実施の参考とするもの	14件
D その他(A~C以外のもの)	3件

4 意見の概要及び意見に対する考え方

項目	意見の概要	対応	意見に対する考え方
1 手数料	「手数料300円」に反対する。手数料は、これまで同様に、徴収すべきではない。瀬戸市個人情報保護条例第1条は、「この条例は、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適切な取扱いについて必要な事項を定め、もつて個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」と定めている。この目的から考えても、手数料徴収の対象ではない。何人も、保有個人情報の内容に誤りがあれば、訂正請求権を有し、また適法に収集されたものではない等の場合には、利用停止請求権を有している。これらの権利行使は、単に個人レベルの「訂正」「利用停止」で終わる場合もあろうが、場合によっては、広く他の人々にも影響する場合もあろう。まさに一人の個人情報開示請求が、公正で民主的な市政の推進に資することになるのである。手数料徴収は、「権利行使」、「公正で民主的な市政の推進」に反するもので、容認できない。	C	従来の瀬戸市個人情報保護条例を令和5年3月31日で廃止し、令和5年4月1日からは個人情報の保護に関する法律が直接適用されます。 今回の個人情報保護制度の見直しにおいては、原則として法律の規定に基づいて運用すべきと考えており、法律第89条及び同施行令第27条の規定による国の取扱いに準じて受益者負担の観点から、有料とする取扱いとしました。 また、開示請求時の手数料に関しては、個人の権利利益に影響するものですので、慎重かつ丁寧に議論を進めてまいりたいと考え、
	個人情報公開請求の手数を1件300円にするこ	C	頂戴いたしましたご意見につき

とは、現在の瀬戸市個人情報の保護制度を後退させるものとなり撤回すること。これまで通り手数料は無料とすること。

なぜ1件300円と定めなければならないのか説明はされておらず、必然性もないという事ではないか。今回の国の情報保護法は、89条で「地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより手数料を納めなければならない。」としているが条例で手数料の額を0円、無料とすることも可能と国の個人情報保護委員会も法令ガイドラインで公表している。

いつでも自分本人の個人情報がどのような内容で保有されているかを知ることが阻害されることのないよう開示請求の手数料は無料とすることは当然である。

瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子(案)における自己情報の公開請求の手数料の徴収は、自己情報を確認し、訂正する権利の行使、個人の権利利益の保護を妨げ、公正で民主的な市政の推進の弊害となることは明らかであることから撤回すること。

国の個人情報保護委員会のガイドラインには、「手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること)も可能である」と明示されている。同様に個人情報保護法改正による個人情報保護条例改正等に係るパブリックコメントを実施済みもしくは実施中の、八千代市、宮城県議会、神戸市、札幌市、大阪府、逗子市は、手数料を無料とする案を掲載している。また、名古屋市は、名古屋市個人情報保護審議会が手数料は無料とする答申を提出している。

個人情報保護委員会

法令・ガイドライン等

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
(行政機関等編)

令和4年4月28日 ガイドラインの改正(未施行:令和5年4月1日施行)

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_guidelines_shinkyu.pdf

p.41

7-1-13 手数料

ましては、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮り、最終的な判断の参考とさせていただきます。

C

<p>開示請求をする者は、行政機関の長に対して請求を行う場合には政令の定めにより、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、独立行政法人等又は地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該独立行政法人等又は当該地方独立行政法人の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない（法第89条）。</p> <p>地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。</p>		
<p>本骨子案では、「開示請求をする際の手数料を開示請求に係る保有個人情報記録されている実施機関における文書1件につき300円とします。また、現条例と同様に開示文書交付時に写しの作成及び送付（送付を希望する場合に限り）に要する費用を負担していただきます。」としているが、1件につき300円もの手数料がかかるようになれば、自己情報コントロール権が行使しづらくなることは明らかである。国の個人情報保護委員会のガイドラインには、「手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること。)も可能である」とあり、必ずしも手数料を有料としなければならない根拠はない。個人情報保護制度を決して後退させてはならないのであり、今回の手数料有料化は撤回し、手数料は無料とするよう強く求める。</p>	C	
<p>瀬戸市個人情報保護条例第45条で「個人情報保護制度の運用に関する重要事項については、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会において調査審議する。」と定めている。</p> <p>瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子（案）は、現行の瀬戸市個人情報保護条例を廃止して新たに条例を制定するものであり、制度の運用の重要事項であることはもちろんのこと、同案では、自己情報の公開請求についても従来はなかった手数料の徴収を行おうとするものであり、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議は不可欠である。</p> <p>本案については、他の自治体が行っているように、まずは専門的知見を持つ瀬戸市情報公開・個人情報</p>	B	<p>パブリックコメント手続きにより市民の皆様のご意見を集約し、その意見と併せて瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮ることにより市民の皆様の意見を反映させることとしております。</p>

	保護審査会に諮問を行い、答申を得た上で改正案等を市民に対し提案すること。		
2	<p>瀬戸市は「瀬戸市個人情報保護法施行条例」との名称で制定しようとしているが、個人情報保護法改正を踏まえた対応であるとしても、これまでに「瀬戸市個人情報保護条例」において取り組んできた「第1条：この条例は、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、もつて個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の推進に資する」ことを基本として、その名称は、国の法律の施行条例とするのではなく、主体的に個人情報の保護に取り組む姿勢を明らかにするべく、従来通りの「瀬戸市個人情報保護条例」とすること。また、条例の名称如何にかかわらず、現行の瀬戸市個人情報保護条例の第1条の目的を継承し、条文に明示すること。</p>	C	この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることを趣旨としており、名称は、「瀬戸市個人情報保護法施行条例」とすることと考えています。
	<p>改正後の条例の名称は「法施行条例」ではなく「個人情報保護条例」とし、現行条例の基本的理念を後退させることのないよう住民情報の保護に向けた自治体の理念・姿勢をあきらかにすること。その際基本的人権の保障や、自己情報のコントロールなど情報主体としての住民の権利を規定すること。</p>	C	
	<p>個人情報保護法改正を踏まえた対応であるとしても、これまでに「瀬戸市個人情報保護条例」において取り組んできた「第1条：市の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、もつて個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の推進に資する」ことを基本として、その名称は、国の法律の施行条例とするのではなく、主体的に個人情報の保護に取り組む姿勢を明らかにするべく、従来通りの「瀬戸市個人情報保護条例」とするよう強く求める。</p> <p>また、条例の名称如何にかかわらず、現行の瀬戸市個人情報保護条例の第1条の目的を継承し、条文に明示するよう強く求める。</p> <p>瀬戸市の個人情報保護制度が従来よりも後退するようなことは決してあってはならない。</p>	C	
3	<p>「審議会」で有識者・住民により行政をチェックする意義を確認し、「審議会」の役割を条例に規定して今後</p>	A	法律第129条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確

審議会について	も十分機能するようにすること。		保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、瀬戸市情報公開・個人情報審査会に諮問することができることを規定することを検討します。
	個人情報の外部提供・目的外利用や住民情報の管理システムの開始・改変など、従来審議会も諮問してきた事柄について、今後も審議会に報告し、審議会委員が必要と判断した際は自発的に調査・審議・意見陳述ができるようにするとともに、報告事項をホームページに掲載するなど市民にわかるようにすること。	C	法律第129条の規定に基づき、審査会を設置した場合、個人情報保護制度の運用に関する状況の報告を行うことを規定することを検討します。
	個人情報は本人から収集するように努めることを責務として条例に規定するとともに、現在「審議会」に諮っている例外的な本人外からの取得については、審議会に報告し、審議会により調査・審議・意見陳述ができるようにすること。	D	個人情報保護委員会から、本人収集を原則とする規定を定めることは許容されない旨が示されています。 また、個人情報の取得についても、事後的な報告を行うものであっても、審議会等への報告や意見聴取を要件化することは許容されない旨が示されています。
	目的外利用や外部提供が担当部署だけの判断で行われないよう、個人情報保護担当部署への報告を義務付け、「審議会」に報告して客観性が反映される仕組みにするとともに、個人情報ファイル簿への記載等による住民への可視化を条例に規定すること。	C	目的外利用及び外部提供するときは、その旨を市長に届け出ることを義務付けます。また、法律第129条の規定に基づき、審査会を設置した場合、個人情報保護制度の運用に関する状況の報告を行うことを規定することを検討します。 なお、外部提供・目的外利用等については、個人情報保護委員会から、事後的な報告を行うものであっても、審議会等への報告や意見聴取を要件化することは許容されない旨が示されています。 また、個人情報ファイル簿への記載等については、個人情報取扱事務登録簿を引き続き作成及び公表し、個人情報取扱事務登録簿

		において目的外利用等の有無をお知らせします。
	住民情報のオンライン結合について、デジタル化の進展により新たな漏えいやシステムの障害、プライバシー侵害などが起きる可能性を考慮し、「審議会」や専門家による検証を積極的に求めリスクの最小化に努めるとともに、必要に応じて結合先に対する調査や要請を行うことを規定すること。	C 安全管理のために必要かつ適切な措置及び第三者への提供の制限等の規定を適正に運用することを考えています。
4 手順 や ス ケ ジ ュ ー ル に つ い て	<p>瀬戸市は現在、瀬戸市情報公開条例一部改正骨子(案)、瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子(案)、瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例骨子(案)について市民意見を募集するとホームページで公表している。これらは全て市民に対する説明会を一度も開催することなく、ホームページで意見の募集を始めている。「瀬戸市パブリックコメント手続に関する要綱」とその解説によれば、政策等の案を公表するときは、当該政策の案を市民が理解するために必要な事項を記載した資料を添付するものとするとしている。必要な事項とは、政策等を検討する際の論点がわかる事項として、政策等の「内容」「現状の課題認識」「費用対効果」等を指すとされている。</p> <p>また、『「その他市民等が容易に入手できる方法」とは、策定等した担当部署の窓口での貸与、策定等した担当部署以外の窓口での閲覧・配布・貸与、報道機関への発表等による広報等をいう。』ともされている。</p> <p>今回の市民意見募集については、瀬戸市パブリックコメント手続要綱に定められているような市民への広報、周知は行われず、市民が理解することができるような必要な事項が記載された資料は十分には示されていない。形式的でアリバイ作りのようなパブリックコメント募集となっており問題である。</p> <p>市民が当該案を理解することができる十分な資料を添付した上で、市民意見を再募集すること。</p>	B パブリックコメント手続に関する要綱の規定に基づいた意見聴取を行っており、パブリックコメント手続を再度実施することは考えておりません。
	本件「瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子(案)」について、即座に理解できる市民がどれだけいるのか。行政機関は、個人情報の集積場所であるとも言える。「個人情報保護」は、行政にとっても、市民にとっても、最重要事項の一つである。そうであるから、至急、市民に対し、直接説明の機会が持たれるよう要求する。市民を蔑ろにしてはならない。	B パブリックコメント手続により市民の皆様のご意見を集約し、その意見と併せて瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮ることにより市民の皆様のご意見を反映させることとしております。

	<p>瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子(案)については、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会への諮問・答申の手続きを経た上で、市民説明会を開催し、その後に市民意見の募集をあらためて行うこと。</p>	B	
	<p>「条例制定のスケジュール」から、瀬戸市情報公開条例第22条に定める瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の「調査審議」が欠落している。そもそも、右「調査審議」の後その結果を公開した上で、パブリックコメントを実施すべきである。</p> <p>また、パブリックコメントの内容を審査会に報告するようであるが、その旨の記載もない。「スケジュール」の詳細を記載するように求める。</p>	B	<p>パブリックコメント手続きにより市民の皆様のご意見を集約し、そのご意見と併せて瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮ることにより市民の皆様の意見を反映させることとしております。</p> <p>スケジュールに関しましては以下のとおり、提示させていただきます。</p> <p>(1) パブリックコメントの実施 令和4年8月15日(月)～令和4年9月13日(火)</p> <p>(2) パブリックコメントの意見集約、条例一部改正案の作成 令和4年9月</p> <p>(3) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問 令和4年9月</p> <p>(4) 議会への提案 令和4年12月</p> <p>(5) 条例施行 令和5年4月1日</p>
	<p>瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会は、条例に定められた通り、制度の運用に関する重要事項として、本案について調査審議を行うこと。その結果を公表すること。</p>	B	<p>頂戴いたしましたご意見につきましては、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会へのご要望として、審査会にて共有をさせていただきます。</p>
5 その 他	<p>要配慮個人情報はできる限り収集しないよう努めることを責務として条例に規定するとともに、その扱いについて安全管理措置を整備すること。また個人情報保護法令に規定はないが不当な差別・偏見の原因となるおそれがある個人情報について、積極的に「条例要配慮個人</p>	D	<p>個人情報保護委員会から、法の規律に加えて、条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定を定めることは許容されない旨が示されています。</p>

<p>情報」として条例に規定し管理に万全を期すこと。</p>		<p>また、「条例要配慮個人情報」については、規定しない考えです。</p>
<p>開示請求を行わなくても、訂正請求・利用停止請求を可能にすること。</p>	D	<p>現行の瀬戸市個人情報保護条例においても、個人情報の保護に関する法律と同様の規定があることを踏まえ、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象とします。</p>
<p>代理人による開示・訂正等請求にあたっては、開示等請求制度の悪用を防止するため、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に規定すること。</p>	C	<p>個人情報保護に関して、運用手引き等を作成し、なりすまし等による開示等請求制度の悪用を防止するルールの策定を検討します。</p>
<p>個人情報ファイル簿の作成にあたっては、個人情報保護法では対象とならない保有個人情報についても対象とし、現行の目的外利用・外部提供・委託などの取扱状況を記載し公表する仕組みを下回らないものとする。</p>	B	<p>個人情報ファイル簿の作成要件等は法令のままとしますが、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、必ず個人情報取扱事務登録簿を作成することを条例で定めるものとし、目的外利用等の有無について公表します。</p>
<p>死者に関する個人情報について、現行条例の保護水準を低下させないようにすること。</p>	C	<p>個人情報保護制度とは別に、法令に抵触しない限度で、地方公共団体において死者に関する情報の提供についての制度を設けることは妨げられないことから、必要があれば条例の制定を検討します。</p>
<p>地方議会における個人情報の適切な取扱いを定めること。</p>	A	<p>個人情報保護法施行条例とは別に、瀬戸市議会における個人情報の適切な取扱いに関して必要な事項を定める条例を制定します。</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の提供制度導入にあたっては、判断基準を審議会に諮問して作成し、提案内容を公</p>	C	<p>本市では、現時点で行政機関等匿名加工情報の提供制度を導入</p>

<p>表し、公益性について慎重に検討すること。</p>		<p>する予定はありません。</p>
<p>現行条例の個人情報保護の水準を低下させない条例とすること。</p> <p>国に対して個人情報保護法の見直しと個人情報保護委員会の運営の改善を求めること。</p>	<p>C</p>	<p>今回の個人情報保護制度の見直しにおいては、原則として法律の規定に基づいて運用するべきと考えておりますが、瀬戸市個人情報保護条例から個人情報保護の水準を低下させることのないよう、慎重に進めてまいります。</p>